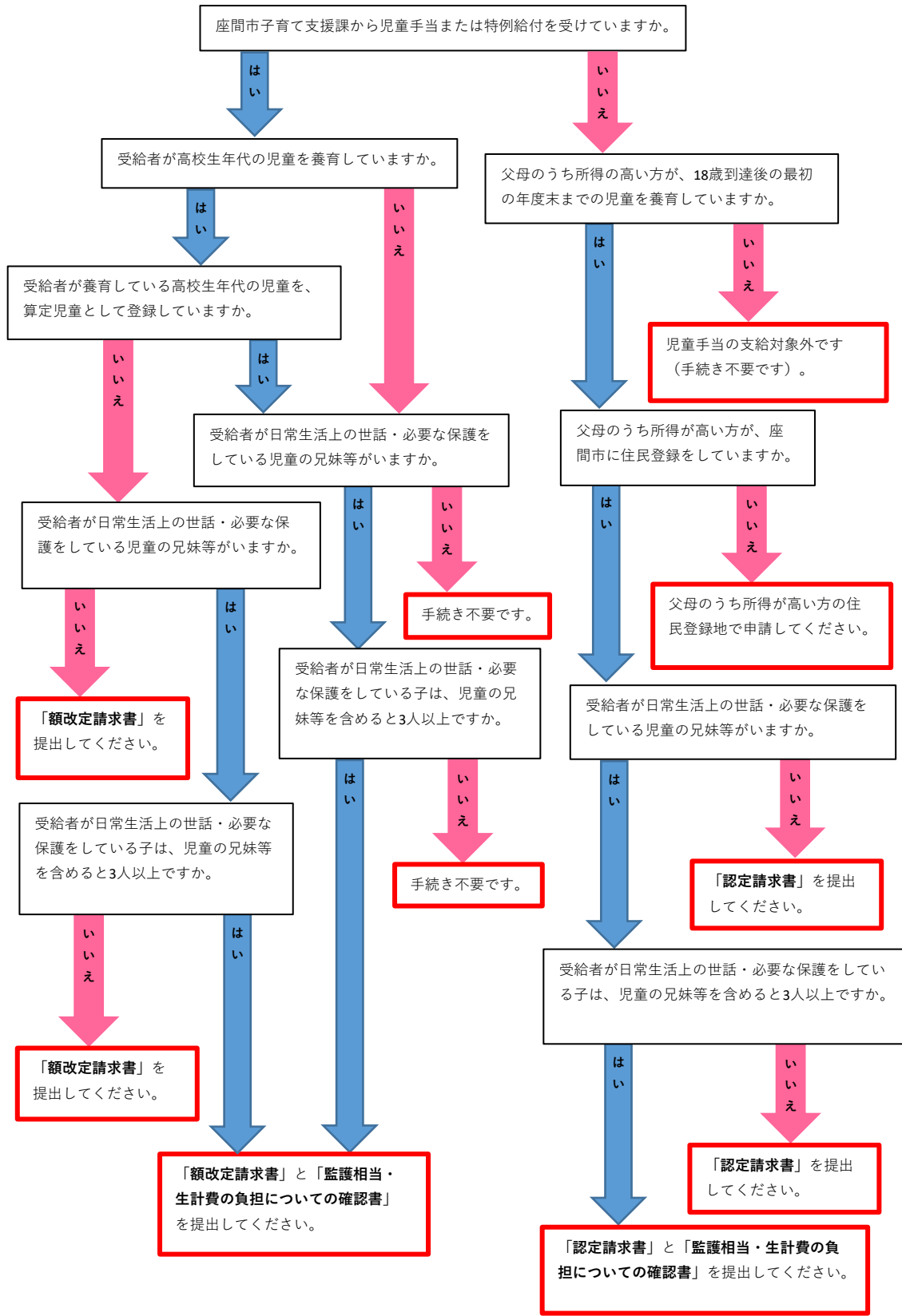


申請要否フローチャート
※受給資格者（受給者）が公務員の場合は、勤務先に申請してください。



高校生年代：15歳到達後の最初の年度末の翌日から18歳到達後の最初の年度末までの者

児童の兄妹等：18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳到達後の最初の年度末までの者

支給対象児童：支給額が発生する児童

算定児童：支給額は発生しないが、多子加算のために登録している児童※
 ※支給対象児童と算定児童が合わせて3人以上いる場合は、算定児童からカウントして、3人目以降の支給対象児童の支給額が変更（加算）されます。

申請する方は、「添付書類要否フローチャート・確認表」をご覧いただき、添付書類を確認してください。